

国保加入者の方へ  
人間ドックを  
受けてみませんか

助成対象者

30歳〜75歳未満で左記の条件を満たす方が対象です。

① 下田市国民健康保険の被保険者の方

② 国民健康保険税の滞納がない世帯に属する方

③ 人間ドックを受診する日において、年齢が30歳以上75歳未満の方

④ 今年度に人間ドック助成事業の助成を受けていない方

⑤ 職域等で人間ドックと同等の項目について受診する機会がない方

⑥ 人間ドックの受診結果を下田市が行う保健事業に活用することに同意する方

⑦ 同一年度中に特定健診を受診していない方

⑧ 助成額 健診費用の7割相当額

※ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

上限額 1人につき25,000円

助成対象の医療機関

県内の医療機関で、要綱に定められている健診項目の内容を満たしていること。

※健診項目については、国保年金係(窓口③)までお問い合わせください。

手続き方法

① 県内の医療機関に健診の項目が全て受けられるか確認してください。

② 市民保健課国保年金係(窓口③)に受診申請書を提出してください。

必要書類 保険証、印鑑  
申請内容を審査し、助成券を交付します。

助成券を発行するのに約1週間かかりますので、申請はお早めをお願いします。

③ 人間ドックを受けてください。

※1 「指定健診機関」で受診した場合

指定健診機関は左記のとおりです。

下田メディカルセンター  
☎ 25 2 5 2 5

しらはまクリニック  
☎ 27 3 7 0 0

伊豆今井浜病院  
☎ 34 1 1 2 3

かとうクリニック  
☎ 34 2 7 1 7

助成券を提出すると、あらかじめ、健診費用から助成額分を差し引いた金額での支払いとなります。手続きは以上で終了となります。

※2 「県内の健診機関(※1を除く)」で受診した場合

健診費用を病院へ全額支払ってください(医療機関への助成券の提出は不要です)。

④ 受診日から40日以内に、国保年金係(窓口③)に助成金支給申請書を提出してください(※2の方が対象)。

必要書類 助成券、健診結果、質問票、領収書、印鑑、振込先のわかるもの

右記の書類を提出後、申請内容を審査し、助成金を支給します。

申込・問合せ先 市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎ 23 9 2 2

建物を取り壊した場合は届出を

建物を取り壊したり、新築・増築をすると、その翌年度から建物の固定資産税・都市計画税が変わります。

平成27年中に建物を取り壊したり、未登記建物の名義変更をした場合は1月29日(金)

までに資産税係へ届出をしてください。

※法務局で滅失登記や所有権を移転した場合、連絡は不要です。

問合せ先 税務課資産税係  
(窓口⑧) ☎ 22 2 1 8

消防団出初式  
下田市消防団では、新春を飾る恒例の「消防団出初式」を行います。

日時 平成28年1月4日(月) 9時から

場所 下田小学校体育館  
式典終了後、下田小学校から伊勢町通りまで、消防車両と団員によるパレードが行われます。

問合せ先 地域防災課消防安全係  
(窓口⑩) ☎ 36 4 1 4 5

女性消防団員募集  
下田市消防団では、女性消防団員を募集しています。

入団希望の方や興味のある方は、連絡をお願いします。

主な年間行事  
・入団式(4月)  
・規律訓練(5月)

・普通救命救急講習(10月)

・幼児向け防災講座(11月)

・出初式(1月4日)

・その他(年間6〜7回会議等があります)

募集人数 若干名  
募集期間 平成28年2月10日(水)まで

問合せ先 地域防災課消防安全係  
(窓口⑩) ☎ 36 4 1 4 5

年末・年始の水道関係  
12月29日(火)から1月3日(日)の間は、水道の使用開始・停止及び名義変更などの手続を承っておりません。

停止中の水道で、年末年始にかけてご使用の予定がある場合は、お早めに上下水道課まで連絡してください。

○年末・年始期間の漏水(水漏れ)について  
年末年始期間中に宅内で漏水があった場合は、水道当番工事店に連絡をください。

期間中の当番工事店は市ホームページまたは広報しもだ12月号で確認できます。

問合せ先 上下水道課業務係  
☎ 22 1 2 0 0

問合せ先 上下水道課業務係  
☎ 22 1 2 0 0